

○よくあるお問い合わせ○

Q1. データシートに氏名を入力し印刷すると、氏名が入る欄と、入らない欄がある。

A1. 署名の必要がない箇所には氏名が入ります。氏名が入らない箇所は署名が必要ですので、署名欄に自署してください。

Q2. 印刷すると1枚に収まらず、2枚に分かれてしまう。

A2. そのまま、契印対応(「【ご参考】弁護士名簿登録請求書等記入要領(日弁連)」参照)いただき、ご提出ください。

Q3. 印刷すると入力した文字が途切れて印刷されてしまう。

A3. 印刷後に手書きで追記や補正をお願いいたします。(補正する場合は二重線を引き、訂正印をお願いいたします。)

Q4. 入会申込書の紹介者は必須か。

A4. 原則必須となっています。所属先に当会会員がいない等、署名を得ることが難しい場合は、「事情届」を提出ください。当会理事者との面談が必須となりますため、後日日程調整の連絡をさせていただきます。

Q5. 氏名の漢字が外字なのでデータ入力できない。

A5. 日弁連 HP 掲載の「氏名に外字を使用している場合の氏名表記について」をご確認ください。外字表記での登録を希望される場合、データシートには外字を入力せず、保存・印刷した後、氏名欄すべてに戸籍または外国人住民に係る住民票どおりの外字を手書きでご記入ください。

Q6. 登録日までの間に改姓、本籍の変更を予定している場合は。

A6. 提出日現在の情報を記入し、現在の戸籍謄本を提出してください。変更予定の旨をふせんやメモ等でご連絡ください。11月30日(木)までに請求書等の補正、新しい戸籍を追完していただきます。

(間に合わない場合は、登録時は旧姓・旧本籍となり、登録後に事項変更を提出いただきます。登録後3ヶ月間は手数料無料。)

Q7. 書類提出時点で勤務先が確定していない場合は。

A7. 事務所所在地記入欄に「未定」と記入してください(事務所名は空白)。勤務先が確定次第、会員課(03-3595-8580)にご連絡いただき、補正をお願いします。

Q8. 登録日までに自宅住所の変更を予定している場合は。

A8. 転居先等の住所が確定していれば、その住所をご記入ください。住所がまだ確定していない場合は、実家等の住所をご記入いただき、登録後に登録事項変更届をご提出ください（新規登録から3か月間は無料）。空欄は不可です。

Q9. 固定電話（FAX 番号）がない場合の電話番号欄（FAX 番号欄）の書き方は。

A9. 携帯電話番号は登録できません。固定電話（FAX 番号）がない場合は、電話番号欄（FAX 番号）は空欄にしてください。

Q10. 雇用契約ではないが、新規登録弁護士雇用届出書は必要か。

A10. 雇用関係を証明するものではなく、研修に必要な書類となりますので、全員にご提出いただいています。

Q.11. PW 取得用のアドレスにメールをしても返ってこない。

A.11. 当会会員課（03-3595-8580）にご連絡いただき、メールアドレスを教えてください。こちらから送付いたします。

Q.12. 振込元口座は登録者本人でなくても良いか。

A12. 本人名義の口座でなくても問題ございませんが、依頼人名に登録者の氏名を入力してお振り込みください。

Q13. 簡易書留以外の郵送方法でも良いか。

A13. 期限内に当会に到着した場合は受付いたします。受付の連絡や証明書等の発行は対応していないため、追跡可能な郵送方法を推奨いたします。

また、収入印紙が貼付された書類の同封をお願いしているため、5万円まで保障がある簡易書留を提案しております。（レターパックは金額保障なしです。）

Q.14. 一斉登録日以外で登録したい。

A14. お手数ですが、会員課（03-3595-8580）にご連絡ください。

76期の一斉登録日以外の登録日は、12月27日以降となります。12月27日～1月15日迄の登録希望の場合、書類×切は11月7日（火）必着となります。

誓約書における、「私は、最高裁判所が発行する一括証明書をもって・・・」から始まる3行を削除し訂正印を押し修正をしてください。

戸籍謄本・身分証明書は、登録請求日前3か月以内（登録請求日が令和6年1月1日の場合は令和5年10月1日以降）に交付されたものを提出してください。

ふせんやメモ等に登録希望日を記載し、簡易書留にて送付してください。

Q15. 入会申込を取り下げたい。

A.15. 会員課（03-3595-8580）にご連絡ください。取下書のフォームをメールにて送付いたします。申込書類・入会金・登録料は返送・返金します。